



鳥取県公報

平成 25 年 11 月 8 日 (金)
第 8 5 4 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地収用法による土地の立入り (801) (技術企画課) 2
	県道の区域の変更 (802) (道路企画課) 2
◇ 監査公告	監査結果に基づき鳥取県議会及び知事が講じた措置の公表 (10) 2
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) 4
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 5
◇ 調達公告	落札者の決定 (2件) (病院局総務課) 6

告 示

鳥取県告示第801号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第11条第2項の規定に基づき、次のとおり土地の立入りの許可をしたので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

中国電力株式会社

2 事業の種類

特別高圧架空電線路 河原線No. 25～35経年鉄塔建替工事に伴う調査測量

3 立ち入ろうとする土地の区域

鳥取市下味野字稲荷、字上フケ、字出口傍示、字河原、字背戸田、字土居中、字土居ノ上及び字拾六半、朝月字的場、字石橋及び字八反田、上味野字高原、字下高原、字岩宮、字上高原、字岩崎、字大平、字田中、字大坪下ノ割、字中河原、字高畑、字ガリガリ西割、字トラズへ、字車田、字大坪上ノ割、字上ハ台上ノ割、字カシ上ケ及び字上ハ台下ノ割、竹生字稲田通、字大南通、字オノ木、字鎌木及び字鎌木下割、倭文字登井淵、字穴井古及び字河原田下、横枕字ヒコク田、字下カザシ及び字上カザシ並びに玉津字河原、字三ツ隈及び字代田

4 立ち入ろうとする期間

平成25年11月5日から平成26年3月20日まで

鳥取県告示第802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成25年11月8日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成25年11月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子広瀬線	変更前	米子市古市字山崎1-2地先から同市新山字頭無1-1地先まで	10.0～23.0	259.0
	変更後	米子市古市字山崎1-2地先から同市新山字頭無1-1地先まで	10.0～46.8	244.0
		米子市古市字頭無106-2地先から同字93-1地先まで	10.1～41.0	108.0

監 査 委 員 公 告

鳥取県監査委員公告第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、鳥取県議会議長及び鳥取県知事から平成25年8月19日付鳥取県監査委員公告第9号で公表した監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成25年11月8日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏
 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
 鳥取県監査委員 湯 口 夏 史

1 監査結果に基づき鳥取県議会が講じた措置

勧告・意見	講じた措置
<p>(勧告) 不適切な支出について、既に修正報告がなされたものを除いて、収支報告書を是正させ、当該是正に応じて政務調査費を返還させる措置を講ずること。</p>	<p>監査委員の監査結果に基づく収支報告書の修正は平成25年10月7日までに行われた。 収支報告書の修正に伴い新たに発生した残額については、同月11日までに全額返還された。 政務調査費返還額80,737円</p>
<p>(意見) 領収書等について 領収書等に代えて、購入したものの内容がわかるレシートも証拠書類として認められることの周知を図ること。</p>	<p>レシートが発行される場合は、レシートをもって証拠書類とし、それ以外の領収書の場合は、詳細な内容の記載されたものを証拠書類とすることを定めた。 (平成25年9月27日付政務活動費の使途及び支出手続きに関する指針改正)</p>
<p>(意見) 会費について 会費の支出対象である団体の活動内容や実態が、政務活動として適当であることが必要であるため、団体の概要がわかる資料等を添付するよう徹底すること。</p>	<p>会費支出について、団体等の性格、目的、活動内容及び県政への関連性などがわかる概要資料、また、会費の支出根拠（案内文書、請求書等）を添付することとした。 (平成25年9月27日付政務活動費の使途及び支出手続きに関する指針改正)</p>
<p>(意見) 政務調査活動報告書について 政務調査活動の具体的な目的、内容、結果等がわかるように記載するよう徹底すること。</p>	<p>政務活動報告書の様式例に示す項目は全て記載することを要する旨、明記した。 (平成25年9月27日付政務活動費の使途及び支出手続きに関する指針改正)</p>
<p>(意見) 按分率の記載について 按分率について明らかな根拠が明示される場合を除き、簡便な按分率の基準を示すことを検討すること。</p>	<p>議会改革推進会議において検討を始めた。今後も引き続き検討を進める。</p>

2 監査結果に基づき鳥取県知事が講じた措置

勧告・意見	講じた措置
-------	-------

<p>(勧告)</p> <p>不適切な支出について、既に修正報告がなされたものを除いて、収支報告書を是正させ、当該是正に応じて政務調査費を返還させる措置を講ずること。</p>	<p>不適切な支出の指摘のあった収支報告書については、平成25年10月7日までに必要な修正報告が全て提出されたことを確認した。</p> <p>また、指摘のあった政務調査費の返還については、平成25年10月7日付けで該当議員に通知し、同月11日に全額納付されたことを確認した。</p>
---	---

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成25年11月8日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成25年12月6日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第32会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
		平成25年12月11日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1) に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
 - この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成25年11月8日

鳥取県公安委員会委員長 渡 辺 光 子

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

(1) 散弾銃を使用して行う技能講習

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年12月1日 午前9時から午前 11時20分まで	倉吉市葵町690-1 倉吉市営射撃場	トラップ射撃	7 ¹ / ₂ 号の散弾	6人
平成25年12月3日 午前8時30分から 午前11時30分まで	西伯郡南部町鴨部933 米子国際射撃場	〃	〃	〃
平成25年12月3日 午後1時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

(2) 散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成25年12月3日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル 銃等に適合する 実包	1人
平成25年12月5日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成25年12月10日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
平成25年12月10日 午前10時から午後 3時まで	岡山県岡山市北区御津伊田 2291 御津ライフル射撃場	〃	〃	6人
平成25年12月12日 午前9時から正午 まで	岡山県真庭市仲間1810 湯原国際クレー射撃場	〃	〃	1人
平成25年12月17日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃

平成25年12月19日 午前9時から正午 まで	〃	〃	〃	〃
-------------------------------	---	---	---	---

3 講習課目

(1) 猟銃の操作

- ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
- イ 猟銃の点検
- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作

(2) 猟銃の射撃

- ア 散弾銃による場合にあつては、飛しょうする標的に対する射撃
- イ 散弾銃以外の猟銃による場合にあつては、固定されている標的に対する射撃

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 12,300円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。

6 携行品

- (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
- (2) 猟銃・空気銃所持許可証
- (3) 技能講習通知書

7 その他

詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活環境課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年11月8日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- | | |
|---------------|-----------------------------------|
| 1 調達件名及び数量 | 救命救急病棟用生体情報システム、ベッド等 一式 |
| 2 契約方式 | 一般競争入札 |
| 3 落札日 | 平成25年8月29日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | エム・シー・ヘルスケア株式会社
東京都港区港南二丁目16-1 |
| 5 落札金額 | 125,803,650円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入札公告日 | 平成25年7月19日 |
| 7 落札方式 | 最低価格落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称 | 鳥取県立中央病院事務局経営課 |

及び所在地 鳥取市江津730

総合評価一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年11月8日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

- | | |
|------------------------|----------------------------------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 鳥取県立厚生病院総合医療情報システム更新業務 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 総合評価一般競争入札 |
| 3 落 札 日 | 平成25年9月2日 |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 富士通株式会社山陰支社
島根県松江市学園南二丁目10-14 |
| 5 落 札 金 額 | 357,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 入 札 公 告 日 | 平成25年7月23日 |
| 7 落 札 方 式 | 総合評価落札方式 |
| 8 契約事務担当部局の名称
及び所在地 | 鳥取県立厚生病院医療情報管理室
倉吉市東昭和町150 |